

パートナーコンサルタント登録規約

株式会社アソビシア

本規約は、株式会社アソビシア(以下「当社」といいます。)のパートナーコンサルタント制度(以下「本制度」といいます。)に登録いただく方との関係を定めるものです。経営者の本気と向き合う仲間として、お互いが気持ちよく協力できるよう、最低限のルールを明文化しました。

パートナー登録フォームにおいて「パートナー登録規約およびプライバシーポリシーに同意します」にチェックのうえ送信した時点で、本規約および当社が別途定めるプライバシーポリシーに同意したものとみなします。

第1条(定義)

本規約において使用する用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1) 「パートナー」とは、本規約に同意のうえ、当社所定の登録手続きを完了した個人または法人をいいます。
- (2) 「本制度」とは、当社がパートナーに対して案件情報を提供し、合意に基づいて業務を委託する仕組みをいいます。
- (3) 「基本契約」とは、当社とパートナーの間で締結する基本業務委託契約書をいいます。
- (4) 「発注書」とは、基本契約に基づき、個々の案件について当社からパートナーに対して発行する発注書をいいます。発注書の発行および受領をもって、個別の業務委託に関する合意が成立します。

第2条(本制度の概要)

1. 本制度は、当社が中小企業向けに提供するコンサルティング事業において、案件に応じて適切な専門性を持つパートナーに業務を委託するための登録制度です。
2. 当社は、クライアント企業からの相談を一次窓口として受け、課題を整理したうえで、案件に必要な専門性を見極め、登録パートナーの中から最適と判断した方に業務をお声がけしま

す。

3. パートナーは、お声がけを受けた案件について自由に関心の有無を表明することができます。当社との協議を経て正式にアサインが決定した場合、基本契約に基づき、当社が発注書を発行することにより業務委託の合意が成立します。基本契約の締結のタイミングは、第4条第2項のとおりとします。

第3条(登録の申込み)

1. 本制度への登録を希望する方は、当社ウェブサイト上のパートナー登録フォーム(Google フォーム)に、以下の情報を入力の上送信するものとします。

- ・氏名、連絡先等の基本情報
- ・職務経歴・保有資格・専門分野等のスキル情報
- ・顔写真(任意。後日のご提出でも構いません)

2. パートナーは、登録フォームにおいて「パートナー登録規約およびプライバシーポリシーに同意します」のチェック欄にチェックを入れたうえで送信するものとします。

3. 登録の送信をもって登録申込みが完了し、当社は速やかに登録完了の通知を行います。

4. 登録の完了は、当社がパートナーに対して案件のお声がけや業務の委託を保証するものではありません。当社は、案件発生時に専門分野・スキル・稼働状況等を踏まえ、最適と判断した方にお声がけします。

第4条(面談および基本契約の締結)

1. 当社は、必要に応じて、パートナーとの面談、書面でのスキル確認(詳細な経歴情報・実績資料等のご提出を含む。)その他相互の理解を深めるためのコミュニケーションを行います。これらの実施の有無・タイミング・方法は、案件の状況やパートナーとの関係性に応じて柔軟に判断します。

2. パートナーへの業務委託に関する詳細な条件(秘密保持、知的財産権、報酬、損害賠償、生成AIの取扱い等)は、当社とパートナーとの間で締結する基本契約において定めます。基本契約は、案件発生の有無にかかわらず、相互の合意により締結することができます。ただし、当

社がパートナーに発注書を発行する時点までに、基本契約が締結されている必要があります。

第5条(案件のお声がけおよびアサイン)

1. 当社は、登録パートナーの中から、案件の専門分野、スキル、稼働状況等を踏まえて最適と判断した方に対し、案件情報を提供します。お声がけは、複数のパートナーに対して同時に行うことがあります。
2. お声がけ時には、業務内容の概要、想定期間、報酬の目安等を提示します。ただし、クライアント企業名その他秘密情報に該当する事項は、正式アサイン決定後に開示する場合があります。
3. パートナーは、お声がけを受けた案件について、関心の有無を当社に回答するものとします。回答が遅れた場合、他のパートナーに対するアサインが先に決定し、当該案件のアサインが終了する場合があります。回答期限がある案件については、当社はお声がけ時にその旨を明示します。
4. パートナーが関心を示した場合、当社との打ち合わせを経て、正式なアサインの可否を決定します。打ち合わせの結果、今回はお見送りとなる場合もあります。
5. 正式にアサインが決定した場合、当社はパートナーに対し発注書を発行します。発注書の発行時点において基本契約が未締結の場合、当社は発注書の発行に先立ち、パートナーとの間で基本契約を締結するものとします。
6. お声がけを辞退したこと、または打ち合わせの結果お見送りとなったことを理由として、当社がパートナーに不利益な取扱いをすることはありません。

第6条(登録情報および表明事項)

1. パートナーは、登録フォームおよび当社との面談等において、正確かつ最新の情報を提供するものとします。
2. 登録情報に変更が生じた場合、パートナーは速やかに当社に届け出るものとします。届出がないことにより生じた不利益について、当社は責任を負いません。
3. 当社が取得する個人情報の取扱いについては、別途定める「プライバシーポリシー」に従う

ものとしします。

4. パートナーは、自らが反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団関係企業その他これらに準ずる者をいう。)に該当せず、また反社会的勢力との間に密接な関係を有していないことを表明し、登録期間中もこれを継続することを保証します。

第7条(登録段階での情報の取扱い)

1. パートナーは、登録、当社との面談および案件のお声がけの過程で当社から開示される情報(案件情報、クライアント企業に関する情報、当社の事業上の情報等を含む。)を、本制度および業務委託の目的以外に使用してはならず、当社の事前の承諾なく第三者に開示してはなりません。本義務は、登録抹消後1年間存続するものとしします。

第8条(登録期間中の義務)

パートナーは、本制度に登録している期間中、以下の事項を遵守するものとしします。

- (1) 登録情報を常に正確かつ最新の状態に保つこと
- (2) 案件のお声がけその他当社からの連絡に対して、通常の業務スピードでの応答に努めること(回答が遅れた場合、当該案件のアサインが他のパートナーに決定する場合があります)
- (3) 当社および本制度の信用を毀損する行為を行わないこと、法令を遵守すること

第9条(名称の使用および情報発信)

1. パートナーは、SNS、ブログ、ウェブサイトその他のメディアにおいて、「アソビシアのパートナーとして登録した」「アソビシアのイベントに参加した」等、個人としての事実の発信を行うことができます。一方、当社のクライアントワークや具体的な案件内容、当社の公式見解として誤解されるおそれのある発信については、当社の事前の書面(電子メールを含む。)による承諾を得るものとしします。

2. 前項にかかわらず、当社がパートナー向けに提供するブログ機能その他の公式チャネルを通じた発信については、当社が別途定めるガイドラインに従い行うことができます。

3. パートナーが当社の案件で得た経験を自身の実績として公開する場合(ポートフォリオへの

掲載等)は、クライアント企業名を伏せたうえで、事前に当社に共有のうえ行うものとします。

第 10 条(案件紹介の非保証および独立性)

1. 本制度への登録は、当社がパートナーに対して案件を紹介し、または業務を委託することを約束するものではありません。
2. 当社とパートナーの間に雇用関係は成立せず、パートナーは独立した事業者としての地位を有します。
3. パートナーは、本制度への登録期間中も、他の事業者との間で自由に業務を受託することができます。

第 11 条(メール配信)

1. 当社は、登録パートナーに対して、案件情報、制度の変更、その他本制度に関連する情報をメールで配信することがあります。
2. パートナーは、案件情報等のメール配信を希望しない場合、メール内の配信停止リンクまたは当社への申出により、いつでも配信を停止することができます。
3. ただし、本規約の変更通知、登録更新の確認等、本制度の運営上必要な連絡は、配信停止の対象外とします。

第 12 条(登録の有効期間と更新)

1. パートナー登録の有効期間は、登録完了日から 2 年間とし、満了時に同一条件で自動的に更新されるものとします。継続を希望されない場合は、第 13 条第 1 項に従い、いつでも登録抹消をお申し出いただけます。

第 13 条(登録の抹消)

1. パートナーは、いつでも当社に申し出ることにより、登録を抹消することができます。
2. 当社は、パートナーが以下のいずれかに該当した場合、登録を抹消することがあります。なお、(1)(3)(5)(6)に該当する場合は事前の通知なく抹消することがありますが、その他の場合は

事前にパートナーに通知のうえ抹消の手続きを行うものとします。

- (1) 登録情報に虚偽があることが判明した場合
 - (2) 本規約に重大な違反があり、当社からの是正の求めに応じない場合
 - (3) 当社の事前承諾なく、本制度を通じて知り得た機密情報を第三者に開示したことが判明した場合
 - (4) 当社からの連絡に対し、3 か月以上にわたり応答がなく、その後の確認連絡にも応答がない状態が継続する場合
 - (5) パートナー間または当社との間で重大なトラブルを生じさせた場合
 - (6) 反社会的勢力に該当し、または関与していることが判明した場合
 - (7) その他、当社がパートナーとしての登録継続が不適当と合理的に判断した場合(この場合、当社は事前にその理由をパートナーに通知し、相当な期間を設けて改善の機会を提示するものとします。)
3. 登録が抹消された場合であっても、進行中の基本契約および発注に基づく業務がある場合は、基本契約および発注書の定めに従って引き続き履行するものとします。
4. 登録抹消後の個人情報の取扱いについては、プライバシーポリシーの定めに従います。

第 14 条(基本契約および発注書との関係)

1. 本規約は、パートナーの登録、面談および案件のお声がけに至るまでの関係を定めるものです。業務委託に関するより詳細な条件(秘密保持・生成 AI の取扱い、知的財産権、損害賠償、報酬、ハラスメント対応、免責、案件遂行上のトラブル対応等)は、基本契約および発注書において定めるものとします。
2. 基本契約が締結された場合、業務委託に関する事項については基本契約の定めが適用されます。ただし、本規約に定める登録・抹消・名称使用に関する事項は、基本契約の締結後も引き続き適用されます。

第 15 条(規約の変更)

1. 当社は、必要に応じて本規約を変更することがあります。

2. 規約を変更する場合、当社は変更後の規約の内容および効力発生日を、当社ウェブサイトへの掲載および登録メールアドレスへの通知により、事前にお知らせします。
3. 変更後の規約の効力発生日以降にパートナーが本制度の利用を継続した場合、変更後の規約に同意したものとみなします。
4. 変更内容に同意しない場合、パートナーは効力発生日までに登録の抹消を申し出ることができます。

第 16 条(準拠法および管轄裁判所)

1. 本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。
2. 本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 17 条(お問い合わせ窓口)

本規約に関するお問い合わせは、以下までご連絡ください。

株式会社アソビシア

所在地:東京都豊島区東池袋 2 丁目 62 番 8 号 オフィスプラザ池袋 1206

メールアドレス:info.asobishia@gmail.com

以上

附則

2026 年 5 月 14 日 制定